

令和4年第4回大石田町議会臨時会会議録

令和4年11月29日(火) 大石田町議会臨時会が大石田町議場において招集された。

1. 議長(大山二郎君) 午前10時00分 開会を宣す。

出席議員は次のとおり。

| | | | | | |
|----|--------|----|-------|-----|-------|
| 1番 | 二藤部冬馬君 | 4番 | 岡崎英和君 | 7番 | 大山二郎君 |
| 2番 | 今野雅信君 | 5番 | 村形昌一君 | 9番 | 齋藤公一君 |
| 3番 | 熊谷富太郎君 | 6番 | 小玉勇君 | 10番 | 芳賀清君 |

地方自治法第121条の規定により、説明のため議会に出席した者の職氏名。

| | | | |
|--------------------|-------|--------------|-------|
| 町長 | 村岡藤弥君 | 保健福祉課長 | 八鍬誠君 |
| 副町長 | 高橋慎一君 | 産業振興課長 | |
| 教育長 | 本多諭君 | (兼)農業委員会事務局長 | 遠藤秀樹君 |
| 総務課長 | 土屋弘行君 | 建設課長 | 鈴木太君 |
| まちづくり推進課 | 大沼進悟君 | 教育文化課長 | 小林基流君 |
| 町民税務課長 (兼)会計管理者 | 早坂勝弘君 | 総務課総務主幹 | 小玉大輔君 |

本会議に、職務のため出席した者の職氏名。

| | |
|-----------|------|
| 議会事務局長 | 青藤佳幸 |
| 議会事務局議会主査 | 有川隼人 |

提出議案目録

- 議案第49号 令和4年度大石田町一般会計補正予算(第3回)
議案第50号 大石田町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第51号 大石田町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議 事 の 経 過

1. 議長(大山二郎君)

おはようございます。

ただ今から、令和4年第4回大石田町議会臨時会を開会いたします。

出席議員数も定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、大石田町議会会議規則第125条の規定により、

5番 村 形 昌 一 君

6番 小 玉 勇 君を指名します。

次に、日程第2. 会期の決定を議題といたします。会期につきましては、議会運営委員会を開催していただき協議を願っておりますので、その結果につきましては、議会運営委員会委員長から報告を求めます。議会運営委員会委員長 今 野 雅 信 君。

1. 議会運営委員会委員長(今野雅信君)

おはようございます。

それでは、私から議会運営委員会の結果について報告いたします。

去る11月21日告示、本日招集されました令和4年第4回大石田町議会臨時会の会期・議事運営等について、本日午前9時30分から議会運営委員会を開き、提出される案件等を考慮し慎重に協議した結果、本臨時会は皆さんのお手元に配布している会議議事日程のとおりであります。

すなわち、本臨時会は本日1日限りの会期とし、その内容についてご説明申し上げ、皆さんのご賛同をいただきたいと思います。

はじめに、ただ今報告している会期の決定をしていただきます。

次に、本臨時会に提出されている議案3件を上程し、提出議案について町長の提案理由の説明及び担当課長の補足説明をしていただきます。

補足説明終了後、ただちに議案の審議をお願いし、終決後、本臨時会を閉会する考えであります。

なにとぞ、本委員会の決定どおり、皆さんのご賛同とご協力をいただき会議を進めて下さるようお願い申し上げます、委員会の報告といたします。

令和4年11月29日 大石田町議会運営委員会委員長 今 野 雅 信。

1. 議長(大山二郎君)

ただ今、議会運営委員会委員長から報告のとおり、本臨時会の会期は本日1日限りとすることにご異議ありませんか。(議員:「なし。」)ご異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りとすることに決定しました。

次に、日程第3. 議案第49号から日程第5. 議案第51号までの3件を議題として上程いたします。

日程第6. 町長から上程議案について提案理由の説明を求めます。大石田町長 村 岡 藤 弥 君。

1. 大石田町長(村岡藤弥君)

おはようございます。

本日、第4回町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、師走を前にして大変お忙しい中ご出席をいただき、心から感謝申し上げます。

さて、ただいま上程になりました議案の概要についてご説明を申し上げます。

議案第49号「令和4年度大石田町一般会計補正予算(第3回)」であります。

既決の予算に歳入歳出それぞれ836万8,000円を追加して、予算総額62億3,000万5,000円とするものであります。

議案第50号「大石田町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

大石田町特別職の職員の期末手当の支給率を改正するため、提案するものであります。

議案第51号「大石田町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

大石田町一般職の職員の給料の額及び勤勉手当の支給率を改正するため、提案するものであります。

以上、今臨時会に提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げました。なお、詳細については担当課長から説明させますので、よろしく申し上げます。

1. 議長(大山二郎君)

続いて、担当課長の補足説明を求めます。総務課長 土屋 弘行 君。

1. 総務課長(土屋弘行君)

では、私から補足説明をさせていただきます。

はじめに、議案第49号についてご説明申し上げます。別冊の補正予算書をご覧いただきたいと思っております。

議案第49号、表紙を1枚めくっていただきます。令和4年度大石田町一般会計補正予算(第3回)でございます。補正額及び総額につきましては、町長が申し上げたとおりでございます。

主な内容でございますが、議案第50号及び議案第51号の特別職及び一般職の給与と条例の改正に伴います、人件費の予算補正というふうな内容になってございます。

では、議案目録に戻っていただきまして、はじめに議案第51号のほうから説明をさせていただきます。5ページをご覧ください。

議案第51号「大石田町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」大石田町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。山形県の人事委員会の勧告に基づきまして、給料の額及び勤勉手当の支給率を改正するため提案するものでございます。

7ページをご覧ください。中ほど100分の92.5を、6月に支給する場合においては100分の92.5、12月に支給する場合においては100分の102.5に改めるとありますが、これは勤勉手当を0.1月分増額することを表しております。さらに詳しく申し上げますと、令和4年度の期末勤勉手当、いわゆるボーナスでございますが、0.1月引き上げて年間支給で4.25月分から4.35月分にするというふうな改正内容でございます。

その下、別表第1を別紙のとおり改めるとございますが、これは給料表を改正するものであります。初任給の格付け号給部分で4,000円～3,000円、若年層では2,000円程度、管理職が在職する6級を除くその他の号給については200円～100円引き上げる給料表というふうなことになっており、初任給若年層に重点を置いての給与水準を引き上げる給料表の改正内容というふうなことになっております。

第2条については、令和5年度の勤勉手当の年間支給率を令和4年度と同じくするために、手当は6月期と12月の2回ありますのでそれぞれ0.05月分増額して、2回の合計で0.1月分増額す

るというふうな内容の改正内容となっております。

では続いて、議案第50号を説明申し上げます。1ページをお開きください。

議案第50号「大石田町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」。大石田町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。一般職の勤勉手当の期末勤勉手当の増額に合わせまして、特別職の期末手当の支給率を改正するための一部改正でございます。

3ページをお開きください。これも中ほどに100分の154を、6月に支給する場合においては100分の154、12月に支給する場合においては100分の157に改めるとありますが、これは期末手当を0.03月分増額するというを表しております。この条例改正を提案することになった理由といたしましては、一般職の期末勤勉手当の年間支給率が4.35月に増額となる一方、特別職の期末手当を改正しないというふうなことにすれば4.312月のままでありますので、特別の支給率も上げて一般職と同等に調整することが妥当でありまして、0.03月分を増額して年間支給率を4.354月とする改正内容としたものでございます。

なお、給与条例の改正は12月期の支給基準日が12月1日となっておりますので、11月中旬に公布いたしたく臨時会への提案となりましたのでご理解をお願いいたしたいと思っております。

以上、3案件の補足説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

1. 議長(大山二郎君)

以上をもって、上程議案について町長の提案理由の説明及び担当課長の補足説明を終わります。

これより、議案の審議を行います。

日程第7. 議案第49号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。ありませんか。(議員:「なし。」)ご質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第49号を採決いたします。採決は表決システムにより行います。議案第49号は原案のとおり可決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。押し忘れなしと認め確定いたします。賛成多数と認めます。

よって、議案第49号「令和4年度大石田町一般会計補正予算(第3回)」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第8. 議案第50号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。6番 小玉 勇 君。

1. 6番(小玉勇君)

この附則のことについてちょっと聞きたいんだけど、1条の場合は公布日からなるわけだけど、第2条の場合は令和5年の4月からって、このへんのところちょっと詳しく説明お願いしたいと思えます。

1. 議長(大山二郎君)

総務課長 土屋 弘 行 君。

1. 総務課長(土屋弘行君)

この第2条の施行年月日のご質問でございますが、一般職の職員の給与に関する条例と同様にですね、令和4年度は0.03月期末手当を増額するというふうな内容であります。第2条につきましては、令和5年度の期末手当のことを申しております。一般職と同様に6月と12月期の2回

の支給月がございますので、0.03月の半分、いわゆる0.015月をそれぞれ支給するというふうなことで、結果的に100分の155.5に改めるというふうな改正内容となっております。そのようなことで第2条につきましては令和5年度の年間支給率を定めるというふうな内容でございますので、令和5年4月1日から施行するというふうな記載になっておるところでございますので、ご理解をお願いいたします。

1. 議長(大山二郎君)

よろしいですか。(小玉議員:「わかったような、わからないようなだけど、まあいいです。はい。結構です。」)第2条に関しては5年度の方ですっていうことですね。

他にございませんか。(議員:「なし。」)ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第50号を採決いたします。採決は表決システムにより行います。議案第50号は原案のとおり可決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。押し忘れなしと認め確定いたします。全員賛成と認めます。

よって、議案第50号「大石田町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第9. 議案第51号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。1番 二藤部冬馬君。

1. 1番(二藤部冬馬君)

それでは質問させていただきます。今回ですね、改定により高卒初任給がですね、4,000円の引き上げということになっておりますが、大石田町の場合です。大石田町の場合、時給に換算するといくら分の引き上げになるかお答えいただければと思います。

1. 議長(大山二郎君)

総務課長 土屋弘行君。

1. 総務課長(土屋弘行君)

では、お答えいたします。高卒の初任給の部分では議員おっしゃるように4,000円引き上げというふうな内容でございます。単純計算いたしますと、4,000円を20日で割り返しまして、1日7時間45分勤務でございますので、さらにそれで割り返しますと約25円というふうな時給になります。

1. 議長(大山二郎君)

1番 二藤部冬馬君。

1. 1番(二藤部冬馬君)

今般のですね、改定、初任給及び若年層が主な対象となっておりますが、若年層という部分ですね、大体何歳ぐらいまでが対象になってくるのか、改めてご説明いただければと思います。

1. 議長(大山二郎君)

総務課長 土屋弘行君。

1. 総務課長(土屋弘行君)

今回の給料表の改定部分で見ますと、役職的には主事補、主事、主任までの部分について大体若年層といわれる部分かなというふうにご考えております。

1. 議長(大山二郎君)

よろしいですか。他にございませんか。(議員:「なし。」)ご質疑もないようでありますので、これを

もって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。1番 二藤部冬馬君。

1. 1番(二藤部冬馬君)

おはようございます。

「大石田町一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」反対の立場から討論をさせていただきます。

まず、冒頭、公務員の給料を上げること自体には賛同いたします。しかし、今般の少しだけ引き上げる改定には賛同できません。反対する第1の理由として、たとえば高卒初任給は4,000円の引き上げとなっておりますが、時給に換算した場合わずか20円台の引き上げになります。2022年10月より山形県の最低賃金は32円引き上がっており、それにも満たない引き上げ幅となっております。また、高卒初任給は引き上げ後も15万6,300円であり、時給に換算すると900円台に留まります。結婚や子育てを含め若者が地方で前向きに生活できる額では依然ないと考えます。地方移住を妨げている一番の要因は給与水準です。山形県の人口ビジョンによりますと、移住先では求める給与水準にないが、理由の1位となっております。今回の改定額程度では山形県大石田町の喫緊の課題である人口の流出、少子化、地方衰退という実態の改善になんら寄与する額ではないと考えられます。

反対する第2の理由は、今般の給与引き上げ対象が初任給及び若年層にほぼ限られていることとあります。厳しい生活に直面しているのは中高年層も同様です。一部ではなく全体を改定することを求めます。日本は過去30年、官も民も給料が上がっておりません。波及効果の大きい公的な分野の給与をしっかりと挙げることで保育や介護、地域の賃上げをリードしていくべきだと考えます。以上、反対討論とさせていただきます。

1. 議長(大山二郎君)

他にありませんか。4番 岡崎英和君。

1. 4番(岡崎英和君)

それでは、私は賛成のほうの立場から討論をいたしたいと思います。今、二藤部議員がおっしゃったことはまさにその通りだと思いますが、今、移り行く現状、実情を鑑みれば国、県の推移の状況見ながらも、ほぼ準拠した内容かな。当然この改定が最終系でベストという想いはありません。ただ、実情にそぐなかつた今現段階ではベターな動き、なおかつ引き続き今後の情勢を踏まえて、必要な時に必要な改定幅というものを念頭に置きながら、今回はこの内容でのまず動くことが大事かなと思ひ、賛成の討論を申し上げます。以上です。

1. 議長(大山二郎君)

他にありませんか。(議員:「なし。」)討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第51号を採決いたします。採決は表決システムにより行います。議案第51号は原案のとおり可決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。押し忘れなしと認め確定いたします。賛成多数と認めます。

よって、議案第51号「大石田町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」については、原案のとおり可決されました。

以上をもって、令和4年第4回大石田町議会臨時会の全日程を終了いたしました。町長から発言を求められておりますのでこれを許します。大石田町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

本日の第4回町議会臨時会の閉会にあたり、一言お礼を申し上げます。

議員各位におかれましては、ご多用にもかかわらず急遽ご参集いただき、そして慎重審議のうえ、提案いたしました案件を原案どおりご可決いただきまして誠にありがとうございました。

今後とも、町民の声を聴き、町民目線で各分野において全力で取り組んでまいりますので、議員各位におかれましても変わらぬご指導を賜りますようお願い申し上げます。

本日は、大変ありがとうございました。

1. 議長(大山二郎君)

これをもって、令和4年第4回大石田町議会臨時会を閉会といたします。

ご苦勞様でした。

閉会 午前 10 時 27 分